

寒川町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第9号

寒川町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護 予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例

寒川町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（平成26年寒川町条例第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の22第2項第1号の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に関し必要な事項を定めるとともに、法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当介護予防支援（同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

（指定介護予防支援事業者の指定に関する基準）

第2条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人であって、寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

（指定介護予防支援等の基準）

第3条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほ

か、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）に定めるとおりとする。

（記録の整備）

第4条 前条の規定により基準とする省令第28条第2項の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。